

ランナーズ賞選考規程

公益財団法人ランナーズ財団 ランナーズ賞選考規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ランナーズ財団（以下「本財団」という。）が主催する表彰の選考に関する必要な事項を定め、もって公正で健全な運営をはかることを目的とする。

(表彰)

第2条 本財団が実施する表彰は、「ランナーズ賞」といい、市民ランニング界の普及・発展に貢献している個人、団体などに対して、その功績を讃えるものである。

(募集)

第3条 募集は、本財団の運営するホームページ又は書面により「募集要項」を対象者に公示する。

(選考方法)

第4条 受付簿に記載された者及び団体などを候補とし、理事会が委嘱した選考委員会を設けて適否を選考する。

ただし、候補者に選考委員の利害関係者が含まれる場合、利害関係のある選考委員は、当該申請の選考に加わることが出来ない。

2 選考委員会は理事会で決議された選考基準に基づき選考する。

(表彰の通知)

第5条 表彰が決定した個人及び団体などに対しては、結果を書面をもって通知し、個人情報保護に反しない範囲において公表する。

(副賞)

第6条 副賞の金額の総額は、理事会において決定する。

(選考委員会)

第7条 本財団に要請された表彰対象者について、選考するために選考委員会を設ける。

2 選考委員会は、3名以上10名以内の選考委員で構成される。

3 選考委員長は選考委員の互選により決定する。

(選考委員の選任)

第8条 選考委員は理事会の決議によって選任する。

2 選考委員会の委員は、スポーツ分野で顕著な実績を有するもの、またはスポーツの分野に精通したものを選任する。

(選考委員の解任)

第9条 選考委員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき

(2) 心身の障害、その他自己都合により職務の遂行に支障が生じるか、またはこれに

ランナース賞選考規程

耐えられないとき

(選考委員の任期)

第10条 選考委員の任期は、選任された翌年度の事業年度末までとする。

2 任期満了前に退任した選考委員の補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了までとする。

(謝金)

第11条 選考委員には日額5万円を超えない範囲で謝金を支給する。

(招集)

第12条 選考委員会は代表理事が招集する。

2 定期の選考委員会は毎年1回開催する。

3 代表理事は必要に応じ臨時の選考委員会を招集することができる。

(権限)

第13条 選考委員会は、次の職務を遂行し、その結果を理事会に報告する。

(1) 応募または推薦のあった個人、団体などについて表彰の是非の決定

(2) 表彰の理由

(決議)

第14条 選考委員会の決議は、特別の利害関係者を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、決議に加わることができる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該案件を可決する旨の委員会の決議があったものとみなすことができる。

(議事録)

第15条 選考委員会の議事については、議事録を作成し、出席委員2名の記名捺印が行われるものとする。

2 書面又は電磁的記録により同意の意思表示を得たときは、その書面及び電磁的記録を議事録に変えることができる。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の議決をもって行う

附 則

1 この規程は、令和元年7月22日から施行する。

2 改定後のこの規程は、令和4年1月17日から施行する。

3 改定後のこの規程は、令和5年1月10日から施行する。